



森林の相続登記費用支援制度について

弁護士 近藤 智仁

Q

令和6(2024)年4月から「相続登記」が義務化されましたが、代々引き継いできた山林が祖父名義のまま残っています。親族との関係は良好ですが、相続人が多く、専門家に頼まないと戸籍を集めるだけでも手間や費用がかかるため、困っています。どうすればよいでしょうか。

A.

山林を相続したものの、「手続きが大変で、費用もかかる」とお悩みの皆様に朗報です。東京都では、多摩地域における森林の所有者を明確にし、森林を適切に管理、活用していくため、令和7年10月より、森林を相続した人を支援する画期的な制度が設けられています。今回はこの制度をご紹介します。

本制度は、正式名称を「伐採を促進するための契約合意支援事業に係る相続等登記費用支援補助金及び同奨励金」といい、名称の通り、相続登記の費用について、東京都から補助金の支援を受け、さらに奨励金まで受け取ることができる制度です。では、その内容を見ていきましょう。

【対象者】

東京都内に在住する個人で、対象地域の森林を相続または遺言(遺贈)によって取得した方で、登記完了後に自治体が行う境界明確化等の施策に協力する意思があることが条件です。

【対象となる森林】

あきる野市、日の出町、檜原村、八王子市、青梅市、奥多摩町にある「地域森林計画対象森林」であること(※東京都森林事務所または市町村の農林課等で確認可)

【補助金・奨励金の額】

(1) 補助金: 補助率10分の10実質全額補助(上限額100万円)

但し、司法書士等の専門家に依頼することが条件です。相続関係の調査(戸籍収集等)、相続人関係図や登記申請書等の書類作成、必要に応じて、「遺産分割協議書作成」費用(上限10万円)、登記申請手続といった報酬部分が補助金の対象となります。登録免許税や消費税などの「租税公課」は対象外ですが、通常、森林は評価額が低く、登録免許税も非課税のケースが多いです。

(2) 奨励金: 補助金として確定した額 × 20%(上限額20万円)

(一例) 補助対象経費30万円 → 補助金30万円 + 奨励金6万円

【手続きの流れ】

- ① 所有する森林が対象となる森林(森林法5条参照)かどうか、東京都森林事務所等に確認します。「地域森林計画区域の確認」でインターネット検索をすることでも対象となるかを大凡確認できます。
- ② 司法書士等に本制度の利用を伝えた上、相談のみを行い、見積書等を受領します。
- ③ 東京都に補助金交付を申請します(「事前意向調査票」その他必要資料の添付必須)。
- ④ 「交付決定」を受けます(約4週間後)。
- ⑤ 司法書士等に正式に依頼・契約して、業務に着手し、登記手続きを行ってまいります(※報酬支払いは振り込みで行います)。
- ⑥ 結果(実績)を報告して奨励金を正式に申請します。
- ⑦ 補助金額の確定・奨励金支給が決定したら、その額を東京都へ請求して補助金と奨励金を受け取ります。
- ⑧ 登記完了後90日以内に、森林がある市町村へ「森林の土地の所有者届出書」を提出して完了です。

【留意点】

司法書士等に見積もりをもらう際、同時に宅地の相続登記も依頼する場合は、宅地部分についての補助は制度趣旨に反して受けられません。そのため、補助対象外の租税公課等のほか、相続関係調査、戸籍収集、森林のための登記に関する登記書類の作成・申請代理部分であることが明確に読み取れる見積書を依頼した方がよいと思います。

また、③申請・④交付決定の前に、司法書士等と正式契約し、業務に着手してしまうと、本制度の適用を受けられなくなりますので、くれぐれもお気をつけください。

是非、お得な本制度を有効に活用して、長年の課題を解消してください。